

# いま かん きほんほう せいてい 今こそ 「子どもに関する基本法」の制定を!

～ひろげよう! 子どもの権利条約キャンペーン 提言～

2021年11月20日 最終版



## 子どものみなさんへ

わたしたち「広げよう! 子どもの権利条約キャンペーン」は、

日本で子どもの権利条約がきちんと守られるようにしていくために、日本全国から  
約190団体が参加して活動する市民社会ネットワークです。

## 提言(提案する内容)について

子どもの権利条約に書かれた子どもの権利が守られる社会にするために必要だと思うことを、提言(提案する内容)としてまとめました。

私たちは、この提言を広く社会に発信します。

そして、国・都道府県・市区町村にこの提言をもとにした取り組みをすすめるようはたらきかけていきます。

●私たちがまとめた提言(提案する内容)は、子どもたちの意見を取り入れてつくりました。

●ここでいう「子ども」とは、国連子どもの権利条約と同じように、18歳未満をさします。

この提言には、

3つの「新しいしくみづくり」と4つの「大切なこと」があります。

※「子どもに関する基本法」について、ここから後は「子ども基本法」とよびます。



## 3つの「新しいしくみ」を提案します

日本の子どもの権利は、十分に守られているとはいえない。それは、子どもの権利を守るために「しくみ」がなかったことが、影響しています。

だから、私たちは次の3つの内容を国に提案します。

### <新しいしくみづくり>

1. 子どもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する

法律 「子ども基本法」をつくる

2. 子どもの権利を実現するために、国が行うことを全体的に見てすすめる役割ができる国の機関をつくる

3. 子どもの権利が守られているかを確認・監視するしくみをつくる

### 今、日本で子どもの権利を守るために、大切な4のこと。

日本で子どもの権利がもっと守られるようになるために、いま大切だと思う

4つの分野について提案します。

「子ども基本法」をつくるにあたって、その中にAからDの4つの分野で国が行うべきことにについて、きちんと書いてください。

### <大切なこと>

A 子どもの権利条約を日本中にひろめる

B 子どもの声をきいて、子どもといっしょに行動する

C だれひとり、子どもを取り残さない

D 子どもへの暴力を、ぜったいにやるさない

ていげん ことば せつめい  
この提言(提案する内容)に 出てくる 言葉の説明

くに きかん  
**(国の)機関** (5ページ、6ページ、7ページ)

それぞれの 専門を 担当する 役所や 組織の こと。

くに ばあい しょうちょう もんぶかがくしょう ちょう  
国の場合、省庁(たとえば 文部科学省やスポーツ庁)などの こと。

こうてききかん  
**公的機関** (8ページ)

しゃかいぜんたい かか そしき  
社会全体に関わることをおこなっている組織

せいさく  
**政策** (6ページ、7ページ)

もんだい み かいつけ かんが かた ほうほう  
問題を見つけて、それを 解決するための 考え方や 方法を わかるように すること。

けんり ほしょう  
**権利の保障** (8ページ)

けんり うば まも  
権利が 奪われないように 守ること

けんりようご  
**子どもの権利擁護** (8ページ)

けんり  
子どもの権利を まもり、たすけること



### <3つの新しいしくみづくり>

## I. 子どもの権利を どんな場面でも 大切に することを 約束する 法律 「子ども基本法」を つくる

I-1 「子ども基本法」を、子どもの権利条約で 約束されている 内容に あわせて、つくって ください。

### ●「子ども基本法」(に)は

- ・子どもを 1 人の人として 認め、子どもは 生まれたときから 権利を持っている 存在だと 認める 法律にしてください。
- ・国として 子どもの しあわせを 実現するためには なにが 大切と 考えるのかを その 法律に 書いて ください。

I-2 「子ども基本法」には、子どもの権利条約の 4原則を はっきり書いてください。

### 子どもの権利条約の 4原則

#### ●差別の禁止

すべての 子どもは、あらゆる 差別を 受けない権利を 持っています。

#### ●子どもの最善の利益

すべての 子どもは、國や おとなから、

子どもにとって 何が最も よいことなのかを 考えてもう 権利を 持っています。

#### ●生命・生存・発達の権利

すべての 子どもは、生きる権利・育つ権利を 持っています。

#### ●意見をきかれる権利

すべての 子どもは、自分に 影響を 与えることについて、

自分の 意見を 表し、その意見が 重視される権利を持っています。

(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「おやこのミカタ」より)

I-3 「子ども基本法」ができたら、今ある 子どもに 関係する 法律や計画に 書いて ある 大切にしたいことも 含めて、実際に行うことが できるように してください。

#### I-4 「子ども基本法」には、次の2つを「つくること」と書いてください。

① 「子ども庁・子ども省」など、子どもの権利の 実現を 全部まとめて すすめる 機関

② 子どもの権利が 守られているかを 確認する しくみ

このような機関は 国の中で どのような役割を担当するのかについても 書いてください。

#### I-5 「子ども基本法」には、次の3つの「するべきこと」を書いてください。

① 国がするべきこと

② 都道府県・市区町村が するべきこと

③ 企業や教育機関など、子どもに 影響を与える 組織が とるべき行動について

#### 【子どもの意見】

●日本では 虐待などが 起こっている 現状が あるので、子どもの権利条約は 守られていない と 考えます。「子ども基本法」を 設置し、子どもの権利が 守られるように するための 法律 や しくみをつくることが よいと 考えるため、「子ども基本法」が あった方が よいと 思いま す。(11歳)

●「子ども基本法」があれば、おとなは 今までよりも、子どもを ひとりの人として 考えてくれる と思う。(16歳)



## <3つの新しいしくみづくり>

### 2. 子どもの権利を 実現するために、国が 行うことを 全体的に 見て すすめる 役割ができる 国の機関を つくる

※**国の機関**とは、省庁（たとえば 文部科学省やスポーツ庁）のような、それぞれの専門を 担当する 役所や組織の ことを 言います。

#### 2-1 (国の機関は、役割と権限をもつこと)

国が行う 子どもに 関係する 取り組みを、全体的に 見て すすめる 役割ができる  
国の機関（子ども庁・子ども省など）を つくってください。  
その機関は 必要な権限（実行できる力）を 持つようにして、十分な 予算や人を  
つけて ください。

#### 2-2 (国の機関は、子どもの意見をきくこと)

子どもに 関わる 法律や政策を つくり、行い、評価するときは、いろんな 年齢  
や 暮らしの状態にある 子どもの意見を きいてください。  
子どもに 関わる 法律や政策を つくっていくときには、きちんと 子どもが 参加して、  
意見を あらわすことが できるように 気をつけてください。  
そして、子どもが つくっていく 様子が わかるように してください。

#### 2-3 (国の機関は、子どもに説明をすること)

法律や政策で 子どもの権利が どのように 守られることに なるのか、子どもに  
説明を してください。

#### 2-4 (国の機関は、確認と発表をすること)

子どもの権利が 守られているかを 確認するために、世界での 目安も 参考に  
して 目標を 定めてください。  
そして、データや情報を 集めて、その結果を 広く 発表して ください。  
また そのときには、子どもの プライバシーにも 十分に 気をつけてください。

## 2-5 (国の機関は、影響について 評価を すること)

法律や政策を 実際に おこなうことで、子どもの権利が どう影響を 受けるか 評価してください。

## 2-6 子どもの権利条約を 知り 学ぶ いろんな方法が しっかりと おこなわれるようにしてください。

## 2-7 (市民との 協力を 強化する)

国・都道府県・市区町村が、人々と いっしょに 話し合うための 会議を くりかえし開いたり、わたしたちから 意見を 聴くための しくみを つくりたりするなど、そこに暮らす 人々との 協力の強化も してください。

## 2-8 (取り組みの 枠の中に 入れて ほしいこと)

子どもの権利条約は、すべての分野(教育や少年司法を含む)に関わることと、日本で暮らす すべての 18 歳未満の 子ども(外国籍・無国籍の子どもを含む)に 関することを 取り組みの 枠の中に 入れて ください。

## 2-9 (子どもから おとなに なったばかりの 18 歳以上の 若者に ついて)

18歳に なったとたんに 支援の 枠の外へ 出すのではなく、必要に あわせて支援するような 役割を 新しい機関に 持たせてください。

### 【子どもの意見】

●(子ども庁の 議論が 進んでいることに ついて)はじめて 知って 驚いた。うれしかったなと感じたけど、さびしいなども 思った。自分たちのことなのに、ぜんぜん わかれてないな、と。こういう 機会だから 知れたけど、クラスの友達とかは わかっていないと 思う。それは ちょっとなーって 思いました。(小学6年生、2021年11月6日 子どもの権利条約フォーラムinかわさきにて)

●法律や政策、条例などを 作る際に もっと 生の 子どもの声を 伝えていくことで、従来からの改善点を より見つけられるようになると 思います(17歳)

●ひとつに まとめて 子どもに あった仕組みを つくってほしい(子どもの権利条約フォーラム in かわさきにて)

### <3つの新しいしくみづくり>

## 3. 子どもの権利が 守られているかを 確認・監視する しくみを つくる

3-1 日本に住む すべての子どもの 権利が 守られるように、子どもの権利の 状況を 確認、監視する 公的機関(子どもの権利擁護委員会、子どもコミッショナー制度など)を つくってください。

3-2 この公的機関は 政府から 独立した(影響をうけない)立場で 存在すること。

子どもの権利条約に てらして、少なくとも 次の5つの役割を 果たせるように、十分な 予算と人を つけてください。

- ① 日本国内の子どもの権利が守られているかを確かめ、調査・研究を行う。
- ② 子どもに 関する 法律、政策、体制に 関して、政府に 提言を 行う。
- ③ 子どもの権利条約に 関する 意識をより高めることを 行う。
- ④ 子どもの権利保障の 状況を 確認するためにも、また①②③を行いうに あたっても、子どもの意見を 聴くことを 大事にする。
- ⑤ 子どもの権利の保障を 進めるための 助言や支援を、都道府県や市区町村に行う。

3-3 このような 公的機関を 国として設置したうえで、

都道府県、市区町村は、子どもが無料で 安心・安全に 弁護士などの 専門家に 相談ができ、子どもと 一緒に 一人ひとり それぞれの 問題を 解決してくれる「子どもオンブズパーソン」「子ども権利擁護委員会」などの 子どもの権利擁護の 取り組み を すすめられるように してください。  
国も 支援して そのための予算を つけてください。

### ことば せつめい 言葉の説明

公的機関 …… 社会全体に関わることをおこなっている組織

権利の保障 …… 権利が 奪われないように 守ること

子どもの権利擁護 …… 子どもの権利を まもり、たすけること

### 【子どもの意見】

●子どもの権利条約が 守られているかどうか、独立した 監視・救済のための 公的機関を つくるってほしいです。国連からも 何度か 指摘されていることでも あります。いじめホットラインや虐待SOS などだけでなく、子どもの権利全般に 対する 機関が 必要なのです。(高校 3 年生)

●確かに 日本には 国連の子どもの権利委員会のような、子どもの権利が 守られているか、どうを直せばよいかを 国民に公表し、政策にも 反映させるような 機関がないので この機関はとても必要だと 思いました(15歳)

●国とか近くに、子どものことを 見守るところが たくさんあるのは いいことだと 思います。(小学校 1 年生)



## 【なぜ「子ども基本法」が必要なの?】

- ・子どもに関する法律が日本にはたくさんあります。

しかし、子どもを1人の人として認め、子どもが生まれながらにして権利を持っている存在であること(権利はおとながら与えられるものではないこと)についてきちんと書かれている法律がありません。また、子どもの権利のすべてをひとつにまとめて書かれている法律がありません。
- ・日本は1994年に子どもの権利条約を守ることを約束しました。そして国連子どもの権利委員会に、子どもの権利がどのように守られているかを報告してきました。

しかし、国連子どもの権利委員会は、日本からの報告に対して「子どもの権利すべてを保障する法律」をつくるよう、何度も強くすすめています。
- ・こうした法律がないことは、日本の子どもに影響しています。

なぜなら、問題が起きた時に、その解決方法が「おとの視点や都合」によるものが多く、「子どもの権利」の視点にたっていないため、本当の問題が何かを見つけづらく、子どもにとってもっとも良いことをきちんと考えることができないのです。
- ・子どもの権利条約を知らない人が多く、「子どもに権利がある」という感覚が、人々の中にあまりないことも、子どもの権利を奪う大きな原因のひとつになっています。

## 【なぜ新しい機関が必要なの?】

- ・国が行う子どもに関わる取り組みは、教育、福祉、保健、司法など分野によって、複数の省庁にまたがっています。

複数の省庁が別々に活動することで、子どもを対象にした同じようなサービスがたくさんできてしまい、どのサービスを使ったら良いか迷って子どもやその周りのおとなが困ってしまうときがあります。

## 【なぜ独立した公的機関が必要なの?】

- ・子どもの権利が守られるようにするのは国の義務ですが、国が子どもの権利を守っていない場合もあります。そのために、国から独立して(影響をうけない)監視する機関が必要です。

子どもの権利条約を守ると約束をした国は、その約束がきちんと果たされているかを確認するためにも、国から独立した監視機関をつくるよう、国連子どもの権利委員会はすすめています。
- ・子どもの権利が侵害されているとき、子ども自身が訴えて、子どもの意見を表わせる場を公式に国として持っていません。

## <大切だと思う 4つの こと>

### A 子どもの権利条約を 日本中に ひろめる

A-1 子どもから おとなまで、すべての 人が 「子どもの権利条約」を 学び 理解でき、  
毎日の 生活の中で「子どもの権利」が 守れるように してください。

### A-2 特に いつも 子どもの そばに いる人たちには

子どもには おとなと 同じように 権利があること  
子どもには 特別な権利も あることを きちんとわかつて 行動ができるように  
学ぶことと 実際にやってみる機会を 増やしてください。

### 【子どもの意見】

●学校教育で、しかも 義務教育で、ちゃんと 子どもの権利条約の 内容を 子どもに伝えるべき。(高校 3 年生)

●子どもの権利条約を 授業で 学んだ時、途上国の 子どもの問題で、日本の 子どもは  
権利が 守られているから 関係ないと いうような感じを受けた。でも、日本の 子どもも 権利  
が 守れてないと 思う、もっと ちゃんと 教えてほしい。(16歳)

●子どもの権利条約を 日本および 世界の中で 広めるために、おとな、子ども、社会に対し  
て アクションを 提案したいです。(中略) 「子どもなのに すごいね」「子どもだから できない  
よ」という声が 少なくなり、子どもの尊厳が 守られる 社会に なってほしいです。(小学 6 年  
生)

### 【そのためにできること】

#### ① 子ども自身が 自分の権利を知り、学ぶ。

##### ・すべての子どもが 必ず学校で、

子どもの権利条約を 自分のものと 感じられる方法で 学べるように、カリキュラムに しっかり入れる。  
また、さまざまの科目の中に、子どもの権利条約の 考えかたを入れ、子どもたちが学び、考  
える機会を つくる。

・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)など すでに 多くの 自治体(都道府県・市区町村など)で  
行われている 体験型のワークショップ(学習会)を 通じて、子どもたち自身が 権利を 持って  
いることを 実感できる プログラムを 行う。

##### ・「生徒手帳」で、子どもの権利条約を紹介する。

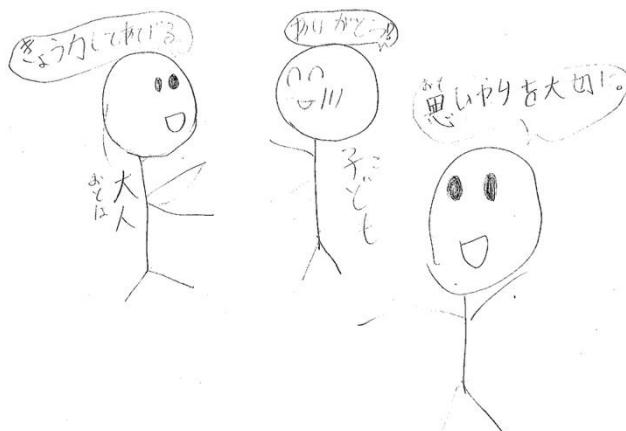
・里親家庭や施設で 暮らすことになった 子どもに「子どもの権利ノート」を 配って きちんと 活用  
する。

## ② 保護者や子どもに かかわる人たちが、子どもの権利条約を 学ぶ。

- ・「母子(父子)健康手帳」をはじめ、親向けの資料で 子どもの権利条約を 紹介したり、講座(勉強会)を開いたりする
- ・子どもに関する 専門家(保育士、幼稚園・学校の先生など)になることをめざして 大学などで 勉強する 計画に、子どもの権利条約の内容を きちんと入れて、実際の状況で 行うことができるよう 訓練する。
- ・子どもたちが いつもいる場所で 子どもに 接する人たちが、学ぶことができるよう 支援をする。  
\*「いつもいる場所」というのは…  
保育園や 幼稚園、認定こども園・学校  
学校以外の 子どもたちが すぐそ「居場所」(フリースクール、放課後児童クラブ、児童発達支援・放課後等デイサービス、児童館、冒険遊び場、こども食堂、子どもの学習支援、塾など)  
子どもたちが暮らす 施設 など
- ・子どもに関わる 職業の人たちには、子どもの権利条約を どのように 日ごろから 行うことができるかを 定期的に 繰り返し 職員研修で 学べるようにする。
- ・子どもの居場所で、子どもに 直接関わる ボランティアをする人へも、学ぶ機会をつくる。
- ・子どもを 預かったり支援したりする場で、子どもへの 暴力や虐待が 起きないよう、セーフガーディング(こことからだの安全と権利を守る)などの 職員研修を行なう。

## ③ 全国および地域で ひろげる。

- ・子どもの権利条約の内容を 関連する 記念日に 発信する。  
⇒子どもの日(5月5日)、世界子どもの日(11月20日)、「虐待防止月間」(毎年11月)、  
「人権週間」(毎年12月4日~10日)など
- ・「子どもの権利週間」を 新たにつくり、全国的に 子どもの権利条約を知り・学ぶ機会を つくる。
- ・子どもの権利条約について、マスメディアや SNSで 発信していく。
- ・市区町村での 差が でないよう、子どもの権利条約が 地域でも 広く届くように 国として バックアップする。



<大切だと思う 4つの こと>

## B 子どもの声をきいて、子どもと いっしょに 行動する

**B-1** 子どもに 関係する すべての 法律や政策(政府のめざすことや行動案)は、いろんな 年れいや 暮らしの状態にある 子どもたちから 意見(そうしたいと 思うこと、気持ちが 向くことも ふくむ 広い意味)を きいて つくってください。  
そして、子どもに わかりやすい 文章や 言葉で 伝えてください。

**B-2** 自分から 声を あげづらい 状況にある 子ども(赤ちゃんや 小さい子、障害のある子ども など)には、その子どもの 声を、子どもの 代わりに 言ってくれる人や、聴きとることが できるような しくみが 必要で あることも 忘れないで ください。

**B-3** 子どもに 関わることに ついて、子どもが 自由に 意見を 言えること。  
また、その意見を 真剣に 受け止めて 大切に 取り扱う しくみを  
国、都道府県、市区町村で 整えて、正しく 活かすように してください。

**B-4** 子どもには 自分の 気持ちや 意見を 伝えたり、グループを つくったり、  
社会に参加する 権利と力 が あります。  
子どもが もっている力を じゅうぶん つか 使うことが できるための しくみを  
国、都道府県、市区町村、学校や 地域などで つくってください。

**B-5** 権利を 守られていない 子どもを 救い 助ける 時にも、  
子ども自身の 声を 聴くしくみを つくって ください。

### 【子どもの意見】

●子どもの 参加する権利と 聞くと、「子どもは わがままになる」と考える人が いますが、子どもが 参加する権利を 知ることで、自分の頭で 考えて 意見を 発することができるようになります。私たち 子どもにも、賛成かどうか 聞くだけではなく、同じテーブルで、話す一人として 意見を 言わせてほしいです。(中学3年)

●子どもに 関する 政策などを 決める時は 子どもの意見を 聞くというのに とても 共感した。  
コロナの時も 会社が テレワークなどに なる前に まず 学校が 一斉休校に なったのも 子どもに 関わることなので、子どもの意見も 聞いてほしかったと 思うし、なぜ 大人の活動よりも 先に 学校を 休校に したのかと思う。だから、どんな場面に おいても 子どもに関する 政策を考える時は 子どもの意見を 聞いてほしいと 思う。(15歳)

●子どもの声を 聴くことを 本当に 大切にしてほしい。意見を きいてもらえない、はなっから 伝える意欲も 奪われてしまうからです。(16歳)

### 【そのために できること】

#### ① しくみを 整える

- 子どもには 意見を言う権利があり、おとなは その意見を きちんと大切に しなければいけない。
- ・そのことを、子どもに関する法律に きちんと入れる。また、子どものこのような権利を 守るための 具体的な 方法についても、法律で 決めておく。
  - ・国・都道府県・市区町村の取り組み・政策に 子どもたちの 意見が 生かされるようにするため、子ども向けの 意見募集をすることや「子ども会議(議会)」を 置くことなどを すすめる。
  - ・子どもの SOS に 対応している しくみや 団体を 支援する。
  - ・子どもアドボケイトなど、子どものこえを 聴き、代わりに伝える しくみをつくる。
  - ・どんな立場の子どもも、行政(国や都道府県、市区町村)などに 意見をいうことが できるように、ホームページなどだけで 募集するのではなく、学校などを 通して 募集を かける。

#### ② 子どもの声を聴くための しくみを もっと つくる

- おとなが 子どもの声を受け止める。社会に発信する。子どものおかげでいる状況を 変えるような しくみを つくる。
- ・意見を うまく言えない、言ってもしかたがないと 思っている 子どもの声を しっかり聴いて いくよう にする。
  - ・子どもが 使える言語(日本語以外、手話など)や 方法を使って 意見ができる。その声を 聴く しくみをつくる。
  - ・おとなが 子どもの声を じっくり聴く時間を しっかりと 持てるよう にすること。そのための環境を 整えて 支援をする。

#### ③ 子どもを エンパワーサーする

子どもが 意見を言い、行動していけること、その力を 身につけるための 環境づくりと 支援を する。

- ・ほかの人と コミュニケーションする力、人前で 意見を発表する力などを 子どもが 身につけられる ように していく。
- ・子どもが 忙しそうで 意見を言ったり 行動したり するための 時間が なくならないように する。



<大切だと思う 4つの こと>

## C だれひとり、子どもを取り残さない

C-1 子どもへのさまざまな差別をなくすための取り組みを行い、  
国籍、性別、年齢、言語、障害などにかかわらず、  
日本に住むすべての子どもの権利が守られるようにしてください。

C-2 日本に住むすべての子どもたちが、学校だけでなく学校外でも  
自分にあった方法でじゅうぶんな教育をうけることができるようにしてください。

C-3 子どもの力ではどうにもできない困ったことが起きている子どもをもっと  
しっかりささえてください。

\*「困ったこと」というのは、

たとえば…

- ・貧困(お金のことでほかの人にとての当たり前ができない)
- ・虐待(いろいろな暴力や無視など、いやなことをされている)
- ・災害にあった(地震や台風・ごう雨など)
- ・生きづらさ(生きることが楽しくない、つらいと生活の中で感じる、あきらめる)
- ・障害がある
- ・外国ルーツや無国籍である
- ・今の日本社会の中で子どもが必要以上の責任を背負う(ヤングケアラーや児童労働)など

### 【子どもの意見】

●不登校の子どもたちが増えているが、そのなかで、学校以外の居場所で、自由に過ごしていいという認知が広がってない。学校に行きたくないのに、学校に行くことが正しい、という価値観だけが正しいというのはおかしい。学校外での学びの選択肢が認知されてほしい。  
(17歳)

●私自身、外国にルーツのある子どもです。外国にルーツのある子どもの中には、経済的な理由や、言葉の壁から高校や大学への進学をあきらめざるを得ない場合があります。でも、その実態がわからないので対策しきれません。日本政府には、外国にルーツのある子どもの教育を受ける権利の実態をちゃんと調査して公表してほしいです。(17歳)

●いろんな子どもに気を配ってほしい。おとなが想像しているより大変な子どもはたくさんいる。(小学4年生、高校2年生)

## 【そのためにできること】

### ① 法の制度を 整える。

今ある 法律で 差別をなくすための 取り組みを もっと すすめる。必要があれば 新しい法律をつくる。

### ② 現在の制度を 見直す。

権利が きちんと 守られないまま 放置されている 子どもを 支えるために、国・都道府県・市区町村の 取り組みを 子どもの権利の 視点から見直す。

- ・フリースクールなど 学校以外の 場所で 学ぶ機会が もっと 守られるようにする。
- ・その人が そうしたいと 思っていないのに 学校に 行けなくなることが なくなるように、今の学校・教育の 決まりを 見直す。
- ・いまだに どこの国の国籍も 持てない子ども（無国籍児）や 戸籍が つくられていない子ども（無戸籍児）がいて、権利を保障することが むずかしくなっているので、このような子どもが 生じないように 制度を見直す。

### ③ さまざまな 子どもの 意いや 希望に こたえる。

- ・日本に住む、先住民（沖縄・琉球の人々や アイヌ民族など）の 子どもや、外国と つながりのあるすべての 子どもが、日本語と 日本の文化だけではなく、親から受けつぐ 言葉や文化も 大切にして 教育を受けることができるようとする。
- ・障害がある 子どもや、いろいろな 助けが必要な 子どもが、みんなと いっしょに 学べることを選べるように 必要な 助けを 受けることができるようとする。

### ④ さまざまな 状況にある 子どもを 支援する。

- ・地震・台風・豪雨などの 災害に あった 子どもが 長い間でも 支援を受けられるようする。
- ・新型コロナで 日本中の子どもが しばらく 学校に 行けなくなった ことなども 考え、新しい「学び」の あり方を 子どもたちと いっしょに 考えていく。



<大切だと思う 4つの こと>

## D 子どもへの 暴力を、ぜったいに ゆるさない

D-1 子どもへの すべての 暴力を なくすための 取り組みを 強化してください。

D-2 「子どもへの すべての 暴力」とは、具体的に どのようなことが 含まれるのかを、  
子ども自身に 広く 伝えてください。  
子どもは すべての 暴力から 守られる権利を もっています。  
暴力を受けたとき、子どもは 助けを もとめられること、  
そして 助けを もとめる 方法を、子どもに どんどん 知らせてください。

D-3 家庭や 学校の ほかにも 子どもに とって 安全・安心な 「居場所」を  
子どもの 身近な(すぐ近くの) 場所に つくってください。

D-4 子どもと 直接 かかわることが ある人も ない人も、  
子どもは すべての 暴力から 守られるべきで あることが わかり、  
暴力を 受けている 子どもを 見逃さず 支援できるように してください。

\*「子どもへの 暴力」というのは

たとえば…

- ・いじめ、虐待、体罰、言葉による暴力  
(なぐる ける、心を きずつけることを 言ったり したり すること、いやがらせ、  
無視、子どもの 気持ちを考えない指導)
- ・性暴力：(いやらしいことを言ったり したりすること) などを 含みます。

### 【子どもの意見】

- おとなは 子どもより 強いと 思っているから、そういうこと(暴力)ができるんだと 思う。  
だから 子どもの権利を 高めることで 守ることができると思う。(17歳)
- なぜ 暴力を ふるっている人が いるかを 考えると 何かしらの 理由(経済的に 苦しく  
精神状態が 安定しないなど..) そういったことの 支えを強く 手厚いものにする 必要も  
あると 感じました。(17歳)
- 居場所を たくさん つくることは とても大事だと 思います。家や学校に 居場所がない子  
でも それ以外に 居場所が あれば、助けを 求めることができやすくなると 思います。  
(18歳)
- 安心して 話を聴いてくれる 居場所が、日本中の 子どもの 近くに あったらいいのに。  
(9歳)

## 【そのために できること】

### ① 法律で 明らかにする。

子どもへの暴力は、どんな場所でも、どんな形でも 許されないと、さまざまな法律などにきちんと 書く。

### ② 子どもを 支援する。

・恋人など 親しい人同士の 間で ふるわれる暴力（デートDV=ドメスティック・バイオレンス）や、自撮りなど オンラインでの 性的被害の 予防対策や 性に関する教育を 強化する。

・暴力を受けたり いやなことがあったり したとき、安心して 相談・通報できる しくみと 雰囲気をつくる。

・子どもが 安心して安全に 過ごすことができる 「居場所」を、全国で 子どもの 身近なところにつくる。また、居場所づくりを すすめている 団体やグループが 活動しやすいよう支援する。

### ③ おとなが 暴力について 知って 理解を深め、使わないよう 支援する。

子どもへの すべての 暴力の禁止について おとなが 知り 理解を 深められるように する。

親をはじめとする おとなが、暴力をふるわずに 子どもに 接することができるように 支えていく。

⇒体罰を使わずに 子どもと関わる 方法について 学ぶ機会を、すべての おとなに 提供し、実際にやれるよう 支援する。

⇒子どもに 普段から 関わるおとなが、ストレスがたまって 子どもに あたったりしないよう、おとなもんたいの 問題にも 取り組む。



今、国が 子どもに かかる 新しいしきみを つくろうと していること。  
よりよい しきみになるように おとなが 子どもと 相談した 提言を 発表したこと。

子どもの みなさんにも この情報を 伝えるために、子ども版を つくりました。  
読みやすくなるように 表現を 工夫したり 言葉の説明を 加えましたが、  
それでも 文章が 長くて 難しく 感じるかも しません。  
そのときは、あなたの 近くにいる おとなと一緒に 読んでみて ください。  
そして みんなの 意見を 聞かせて ください。  
次に 子ども版を つくるときの 参考に なります。よろしく お願いします。



## ■子ども・若者へのヒアリング概要 (2021年11月22日更新)

本提言最終版を作成するにあたり、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」政策提言チームを中心に、18歳以下の子どもや若者にオンラインや対面にて下記の機会を通じて意見や質問を集めました。

実施期間	ヒアリング実施形態	参加者及び人数	実施団体
2020年 10月21日～11月14日	広げよう！子どもの権利条約キャンペーンに所属する団体を通じたオンライン及び対面アンケート	18歳以下の子ども（一部20代のユース）73人	ACE、東京シューレ、子どもの権利条約フォーラムinとうかい、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン
2020年 11月15日	子どもの権利条約フォーラム2020 in南砺 分科会：「子どもからの発信」	18歳以下の子どもと20代ユース約45名	子どもの権利条約ネットワーク
2021年 2月3日～2月18日	子ども基本法制定に向けた提言内容に関するオンラインアンケート及びオンラインヒアリング会	18歳以下の子ども 57人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 4月18日	子どもの権利を実現するための国會議員向けイベントに向けた事前準備オンラインワークショップ	小学6年生～高校3年生 15人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 4月22日	子どもの権利保障のための提言発表院内集会	小学6年生～高校3年生 5人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン
2021年 6月5日～12日	院内集会「きいてよ！私たちの声～子どもの権利に関する基本法実現に向けて～」事前準備オンラインワークショップ	11歳～22歳 23人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 6月15日	院内集会「きいてよ！私たちの声～子どもの権利に関する基本法実現に向けて～」	11歳～18歳 16人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン
2021年 8月1日～8月15日	子ども基本法に関するアンケート	11歳～18歳 11人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 9月24日～10月31日	「今こそ『子どもに関する基本法』の制定を！」に関するオンラインアンケート	11歳～18歳 11人	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
2021年 10月29日	内閣官房との意見交換会にむけたオンライン顔合わせ会	9歳～18歳 13人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン
2021年11月2日	内閣官房とのオンライン意見交換会	9歳～18歳 16人	内閣官房こども政策推進体制検討チーム
2021年11月7日	子どもの権利条約フォーラム2021 inかわさき 分科会 子どもと考える子ども庁と子ども基本法	18歳以下の子ども 9人	広げよう！子どもの権利条約キャンペーン